

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

<施策の基本的方向> 2 安心して相談できる体制の充実

取組	平成27年度実施事業	平成28年度事業計画	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載 頁
<p>(1) 府支援センター・警察における相談体制</p> <p>○府支援センターにおける相談対応 府支援センターは、配偶者からの暴力被害者からの相談はもとより、市町村からの被害者支援にかかる相談にも対応するなど、引き続き専門的・広域的な支援の役割を担います。 また、配偶者からの暴力に関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、府支援センターの中核機関である女性相談センターにおいて、相談・保護から自立支援までの一貫した支援を行います。</p> <p>○警察における相談対応 相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすいような環境の整備に努めます。また、府内各署において、署員に対して配偶者からの暴力に関する基本的事項や対応についての研修を実施します。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 ・女性相談センター・府子ども家庭センター(6か所)に配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じた。</p> <p>■女性相談センターの体制強化 ・さまざまな状況(ステージ)にある被害者に対し効果的・専門的に支援を行うため所内研修を充実させ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の強化を図った。 ・被害者、同伴して保護される被虐待児童など緊急性・要保護性の高い事案に対して専門性を発揮して迅速かつ適切に対応できるよう、ケースワーカーを増員するなど体制の強化を図った。</p> <p>■24時間365日DV電話相談の実施 ・すき間なく府民のDV相談ニーズに対応するため、女性相談センターの受付時間を拡大し、24時間365日、DV電話相談を実施した。</p> <p>■相談機関との連携 ・相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスを行うなど、適切で円滑な支援を図った。 また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介した。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 ・女性相談センター・府子ども家庭センター(6か所)に配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じる。</p> <p>■女性相談センターの体制充実 ・さまざまな状況(ステージ)にある被害者に対し効果的・専門的に支援を行うため所内研修を充実させ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の充実を図る。</p> <p>■24時間365日DV電話相談の実施 ・すき間なく府民のDV相談ニーズに対応するため、女性相談センターにおいて24時間365日、DV電話相談を実施する。</p> <p>■相談機関との連携 ・相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスを行うなど、適切で円滑な支援を図る。 また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介する。</p>	<p>福祉部</p> <p>家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>10</p>
	<p>■警察署生活安全課の体制強化 ・配偶者からの暴力事案相談等に迅速かつ的確に対応するために、府下50警察署の生活安全課防犯係に57人を増員し相談体制の強化に努めることとした。</p> <p>■警察本部における講習等の実施 ・配偶者からの暴力事案の特性を認識し、被害者の意思を踏まえた上で適切な措置が講じられるよう、本部において警察署担当者に対する講習、警察署への巡回指導、執務資料の発出等を行った。</p>	<p>■警察本部及び警察署生活安全課の体制強化 ・配偶者からの暴力相談事案にあつては、夜間帯に事案発生が集中することから、本部勤務員を22名増員して3交代制勤務による初動支援班を構築し、昼夜を問わず警察署へ支援出動する。 ・配偶者からの暴力事案等に迅速かつ的確に対応するために、府下14警察署の生活安全課防犯係に14人を増員し、相談体制の強化に努める。</p> <p>■警察署担当者の事案対応力の向上 ・配偶者からの暴力事案等に携わる者の事案対応力向上を目的として、本部においての講習、警察署への巡回指導、執務資料の発出等を実施する。</p>	<p>警察本部</p> <p>生活安全総務課</p>	<p>10</p>
<p>(2) 市町村における相談体制</p> <p>○身近な地域における相談窓口の充実支援 府では、市町村が被害者支援の窓口としての機能を発揮できるよう、相談担当者の資質の向上を図るため、引き続き、市町村相談担当者向け研修を実施します。 また、困難な事案への対応等について、市町村のブロック会議等において研修を行うなど、市町村の相談業務を支援します。</p>	<p>■府支援センターと市町村との連携 ・市町村で対応困難な相談事案について、府支援センターが助言を行うなど、市町村の相談窓口と連携し、DV被害者の支援を実施した。 ・府内市町村が開催するDV対策会議等へ府支援センター担当者が参加し、連携を図った。</p> <p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加 ・女性相談センター職員がスーパーバイザーとして参加し、専門的助言を行うとともに、連携を図った。</p> <p>■市町村担当者の資質向上 【DV被害者の地域支援者養成講座の開催】 ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした基礎研修を実施。 ・市町村の関係職員等を対象にステージモデルを活用した事例検討ワーク、シンポジウム等を実施。 シンポジウムでは、市町村の取り組みを通して、地域実践からDV被害者支援を考える機会となった。</p> <p>【支援センター等関係職員の資質向上(支援センター等関係職員研修の開催)】 ・府および市の支援センター職員および女性相談員等のDV支援に関わる専門職員を対象に、研修を実施し、より専門的な知識およびスキルの修得を目指した。</p> <p>【DV被害者面接用ツール(簡易版)の作成】 ・DVのメカニズムや暴力がもたらす影響について視覚的認知を用いて説明し、より効果的に相談対応が行えるよう面接ツールを作成し、使用説明書とともに市町村DV相談窓口等に配付した(内閣府「地域少子化対策強化事業」)。また、地域支援者養成講座において、面接ツールを用いたロールプレイ研修を実施した。</p>	<p>■府支援センターと市町村との連携 ・市町村で対応困難な相談事案について、府支援センターが助言を行うなど、市町村の相談窓口と連携しDV被害者の支援を実施する。 ・府内市町村が開催するDV対策会議等へ府支援センター担当者が参加し、連携を図る。</p> <p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加 ・女性相談センター職員がスーパーバイザーとして参加し、専門的助言を行うとともに、連携を図る。</p> <p>■市町村担当者の資質向上 【DV被害者の地域支援者養成講座の開催】 ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした基礎研修を実施。 ・市町村の関係職員等を対象にステージモデルを活用した事例検討ワーク、DV被害者面接用ツールを用いたロールプレイ研修、シンポジウム等を実施。</p> <p>【支援センター等関係職員の資質向上(支援センター等関係職員研修の実施)】 ・府および市の支援センター職員および女性相談員等のDV支援に関わる専門職員を対象に、研修を実施し、より専門的な知識およびスキルの修得を目指す。</p>	<p>福祉部</p> <p>家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>10</p>

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

取組	平成27年度実施事業	平成28年度事業計画	担当部・室(課) H28.4.1現在		計画 記載 頁
<p>(2) 市町村における相談体制</p> <p>○市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進 府では、各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催 ・女性相談センターの協力のもと、相談対応力の向上に向け、市町村相談員及び相談事業関係者を対象に、市町村が提示する困難な事例への対応や具体的な助言など、相談員の資質の向上・人材育成に資する内容で実施した。また、DV被害者支援のための連携を図った。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業 ・女性相談センター、府子ども家庭センター(6ヶ所)の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を行った。 ・大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市においても配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談等を行った。 ・市町村への個別訪問、会議等を通じて支援センターの設置を働きかけた。 ・女性相談センターでは、一時保護課に保育士、心理士を配置し、被害者の同伴児へのケアを行った。 ・また、虐待や、暴力の影響等によるケアの必要な児童に関して、子ども家庭センター等と連携して支援した。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催 ・女性相談センターの協力のもと、相談対応力の向上に向け、市町村相談員及び相談事業関係者を対象に、市町村が提示する困難な事例への対応や具体的な助言など、相談員の資質の向上・人材育成に資する内容で実施する。また、DV被害者支援のための連携を図る。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業 ・女性相談センター、府子ども家庭センター(6ヶ所)の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を図る。 ・大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市においても配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談等を行う。 ・市町村への個別訪問、会議等を通じて支援センターの設置を働きかける。 ・女性相談センターでは、一時保護課に保育士、心理士を配置し、被害者の同伴児へのケアを行う。 ・また、虐待や、暴力の影響等によるケアの必要な児童に関して、子ども家庭センター等と連携して支援する。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	11
			福祉部	家庭支援課 女性相談センター	
<p>○子どもへの対応 配偶者からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもへの支援が求められており、児童相談所等関係機関と緊密な連携を図り必要に応じて継続的な支援を行います。 児童虐待防止法の観点からの対応が必要となることが考えられるため、子どもの状況によっては、虐待通告を行うなど子どもが安全で安心した生活ができるよう支援を行います。</p>	<p>■児童相談の充実 ・DV被害者が児童を同伴している場合、DV被害者とともに同伴している児童も虐待を受けている場合や、同伴しているDV被害者から虐待を受けている場合もあり、状況に応じて子ども家庭センター(児童相談所)や市町村に通告及び要保護児童対策地域協議会と緊密な連携を図った。 また、被害者に同伴して保護される児童に対して、「被虐待児童」としての支援の必要性から、ケースワーカーによる子ども面接を行い、子どもの思いや状況を把握し支援につなげ、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援を行った。</p>	<p>■児童相談の充実 ・DV被害者が児童を同伴している場合、DV被害者とともに同伴している児童も虐待を受けている場合や、同伴しているDV被害者から虐待を受けている場合もあり、状況に応じて子ども家庭センター(児童相談所)や市町村に通告及び要保護児童対策地域協議会と緊密な連携を図る。被害者に同伴して保護される児童に対して、「被虐待児童」としての支援の必要性から、ケースワーカーによる子ども面接を行い、子どもの思いや状況を把握し支援につなげ、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援を行う。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	11
<p>(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実</p> <p>○障がい者、高齢者への配慮 相談担当者が障がい者、高齢者に対する正しい理解を深め、障がい者、高齢者の特性に応じた適切な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な相談を行います。また、被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい、高齢担当課に的確につなぎます。</p>	<p>■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行った。 ・被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい、高齢担当課につないだ。</p>	<p>■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行う。 ・被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい、高齢担当課につなぐ。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	11
	<p>■外国人女性に対する相談体制の整備 ・民間団体の協力を得て、被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応した。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「トリオホン」を活用した相談対応を行い、日本語が十分に話せない被害者からの相談を受けた。</p>	<p>■外国人女性に対する相談体制の整備 ・民間団体の協力を得て、被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応する。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「トリオホン」を活用した相談対応を行い、日本語が十分に話せない被害者からの相談を受ける。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	11
<p>○男性への対応 市町村の市民相談窓口や、民間団体等において主として男性からの相談を多く受けている窓口における相談の中には、配偶者暴力の男性被害者への対応が求められることから、平成23年度の「DV等に関する男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラム作成事業」の成果を活用し、適切な対応が図られるよう働きかけます。また、加害者更生の施策に関する国の調査研究の推進状況を踏まえながら、男性被害者はもとより男性加害者への対応も視野に入れた男性相談のあり方について検討します。</p>	<p>■「男性相談の実施に当たって」の活用促進 ・市町村配偶者からの暴力対策主管課長会やブロック会議などで男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の市町村窓口での活用を働きかけた。</p>	<p>■「男性相談の実施に当たって」の活用促進 ・市町村配偶者からの暴力対策主管課長会やブロック会議などで男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の市町村窓口での活用を働きかける。</p> <p>■男性のための電話相談の実施 ・平成28年7月から男性のための電話相談を実施する。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	11